



下水道技術検定及び下水道管理技術認定試験

全国11都市にて11月14日(日)に実施

1. 下水道技術検定等の実施公告について

日本下水道事業団は、令和3年度に実施する第47回下水道技術検定及び第35回下水道管理技術認定試験の実施の細目を決定し、5月6日付の官報で公告した。

実施する技術検定及び認定試験の目的、区分、試験科目及び試験の方法は、別紙のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等によっては、技術検定等試験の中止等の措置を講じることもある。試験実施に関する情報については、日本下水道事業団ホームページ等に掲載するので、必ず確認すること。

2. 下水道技術検定等の実施内容

技術検定及び認定試験の実施の主な内容は、次のとおりである。

実施期日 令和3年11月14日(日)

第1種技術検定	9時00分から16時00分まで
第2種技術検定	9時00分から12時15分まで
第3種技術検定	13時15分から16時30分まで
認定試験(管路施設)	9時00分から11時45分まで

実施場所 札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市の11都市

受験資格 受験資格については制限がなく、誰でも受験できる。

受験手続

(1) 原則、電子申請による

受験申込に必要な事項は、令和3年5月6日(木)から同年7月14日(水)まで、日本下水道事業団のホームページ(<https://www.jswa.go.jp/>)に掲載する。

(2) 書面申請も受付ける

受験申込に必要な書類(ダウンロード用)は、令和3年5月6日(木)から日本下水道事業団のホームページ(<https://www.jswa.go.jp/>)に掲載する。

受験申込の受付

(1) 電子申請によるもの

令和3年6月21日(月)から同年7月14日(水)まで、日本下水道事業団のホームページ(<https://www.jswa.go.jp/>)上で受け付ける。

(2) 書面申請によるもの

令和3年6月21日(月)から同年7月14日(水)までに、研修センター管理課あてに必ず簡易書留郵便で申込むこと。

(7月14日までの消印があるものに限り受け付ける。)

検定及び試験手数料

第1種技術検定	12,300円(税込)
第2種、第3種技術検定及び認定試験(管路施設)	9,200円(税込)

合格者の発表日 令和3年12月17日(金)

第2種、第3種技術検定、認定試験(管路施設)

令和4年2月4日(金)

第1種技術検定

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団 研修センター

次長兼管理課長 黒崎 信厚

(電話 048-421-2076)

下水道技術検定

目 的

技術検定は地方公共団体における有資格者の早期確保などを目的に創設された制度で合格した場合、下水道法第 22 条の資格取得について必要とされる実務経験年数を短縮する特例が認められる。

技術の内容に応じて「第 1 種技術検定」、「第 2 種技術検定」、「第 3 種技術検定」の 3 つの区分に分かれている。

また、平成 17 年 2 月 28 日付で下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）が改正され、登録規程に基づき登録するにあたっては、第 3 種技術検定に合格し所定の実務経験年数を有する者を営業所ごとに置くことが要件となっている。

なお、維持管理の包括的民間委託契約においては、民間事業者側に下水道法施行令第 15 条の 3 に掲げる資格を有する技術者を置き、業務に当たらせることが必要となっている（平成 16 年国都下管第 10 号下水道管理指導室長通知）。

検 定 区 分		検 定 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下 水 道 技 術 検 定	第 1 種 技 術 検 定	下水道の計画設計を行うために必要とされる技術	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式 及び記述式
	第 2 種 技 術 検 定	下水道の実施設計及び設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
	第 3 種 技 術 検 定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

下水道管理技術認定試験

目 的

認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認証することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的にした制度である。

試 験 区 分	試 験 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下 水 道 管 理 技 術 認 定 試 験	管路施設	工場排水、維持管理、安全管理及び法規	多肢選択式